

議 会 議 案 第 2 号

ライドシェアの導入について慎重に検討し、安全かつ安心なタクシー事業
の活性化に必要な諸施策を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、ライドシェアの導入について慎重に検討し、安全かつ安心なタクシー事業の活性化に必要な諸施策を求める意見書を次のとおり提出する。

平成31年3月14日提出

新居浜市議会議員 藤 田 豊 治
新居浜市議会議員 伊 藤 謙 司
新居浜市議会議員 高 塚 広 義
新居浜市議会議員 藤 原 雅 彦
新居浜市議会議員 伊 藤 優 子
新居浜市議会議員 仙 波 憲 一
新居浜市議会議員 山 本 健十郎

ライドシェアの導入について慎重に検討し、安全かつ安心なタクシー事業
の活性化に必要な諸施策を求める意見書

少子高齢化が急速に進展する中、タクシー事業は、多様化する利用者ニーズに対応し、スマートフォンによる配車サービスの普及促進、ユニバーサルデザインタクシーの充実、地元自治体の要望を踏まえた乗り合いタクシーの展開を行うなど、地域住民や交通弱者の移動手段として大きな役割を果たしている。

このような中、近年、一般の運転者が自家用自動車を用いて有償で旅客運送を行う、

いわゆるライドシェアの導入を求める動きが出てきている。

しかしながら、ライドシェアは、道路運送法に抵触するタクシー類似行為に該当するとの指摘があり、また、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かずに、自家用自動車の運転者のみが運送責任を負う形態であるため、安全の確保や利用者の保護等の観点から大きな問題が生じる懸念が指摘されている。

また、ライドシェアの導入は、道路運送法等の法令を遵守し、利用者等の安全の確保のために、多大なコストをかけて安全かつ安心な輸送サービスを提供しているタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、路線バスや鉄道を含めた地域交通に大きな混乱をもたらすおそれがある。

よって、国においては、利用者等の安全確保等の観点から大きな懸念があるライドシェアの導入については、慎重に検討するとともに、安全かつ安心なタクシー事業をより活性化するための必要な諸施策を講じるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月14日

新居浜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（規制改革）

提案理由

口頭説明